# 鶴ヶ島市議会業務継続計画

# 新型コロナウイルス感染症等に係る対応編

#### 1 感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症等の発生により感染拡大が危惧される場合には、次のような感染症予防対策をとるものとする。

## (1)密集対策

- ・会議等の際には出席者の座席の間隔を確保する。
  - ※必要に応じ、開催場所の変更を考慮する。
- ・会議が短時間で終了するように努める。
- ・単純な報告等は会議形式にこだわらず、文書等での報告を可とする。
- ・執行部の説明員は必要最低限の出席とする。
- ・議場や会議室での傍聴自粛を要請する。

#### (2)密閉対策

- ・窓や扉等を開け十分な換気を行う。
- ・おおむね1時間おきに換気を行う。

#### (3)密接対策

・対面箇所等にはアクリル板等の遮蔽対策を行う。

#### (4)衛生対策

- ・議員は登庁時に体温や健康状態等を確認する。
- ・会議室前に手指消毒剤を設置する。
- ・会議等への出席時には必ずマスクを着用する。
- ・会議出席者入替え時には机、マイクの除菌を行う。

#### (5)感染時等の対策

- ・議員、事務局職員、またはその同居家族等が新型コロナウイルス感染症等の感染者や濃厚接触者であると判明したときは、保健所等の指示に従うとともに、災害対策等支援本部会議において対応を協議する。
- ・事務局職員が不足し、議会運営に支障を来たすときは、執行部に職員の応援を要請する。
- ・ウイルス等により議会フロアの汚染が疑われるときは、保健所や市危機管理対策本部等 の指示に従い、議会フロアの閉鎖や消毒等を行う。

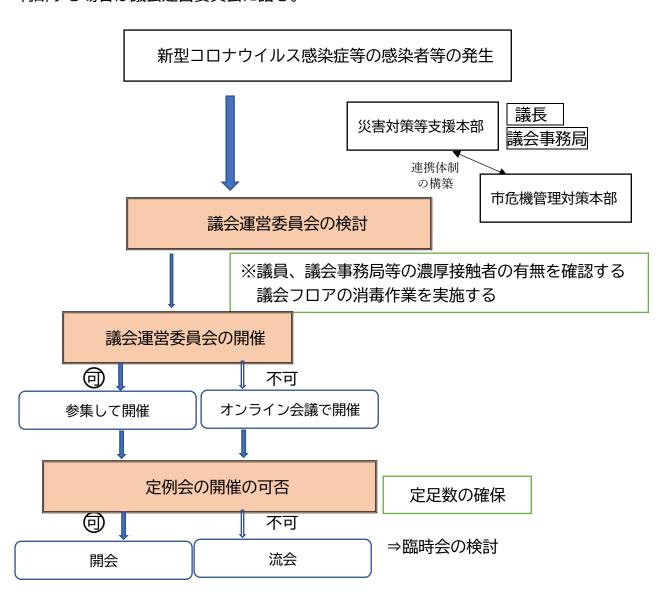
# (6)その他

- ・会議等への出席にあたり発熱・体調不良等がみられる場合またはその他の症状でPCR 検査等を受ける場合は、議長または委員長に報告し、出席は自粛する。
- ・感染が収束するまでの間、視察研修等に出向くことも受け入れることも自粛する。
- ・議員という立場をわきまえた行動に努めるとともに、県外への不要不急の移動は、慎重に検討する。
- ・感染症の拡大時は市への情報収集等の活動は、議員個人として行わず、議会として集約した上で行う。

# 2 議員等が感染等した場合の対応

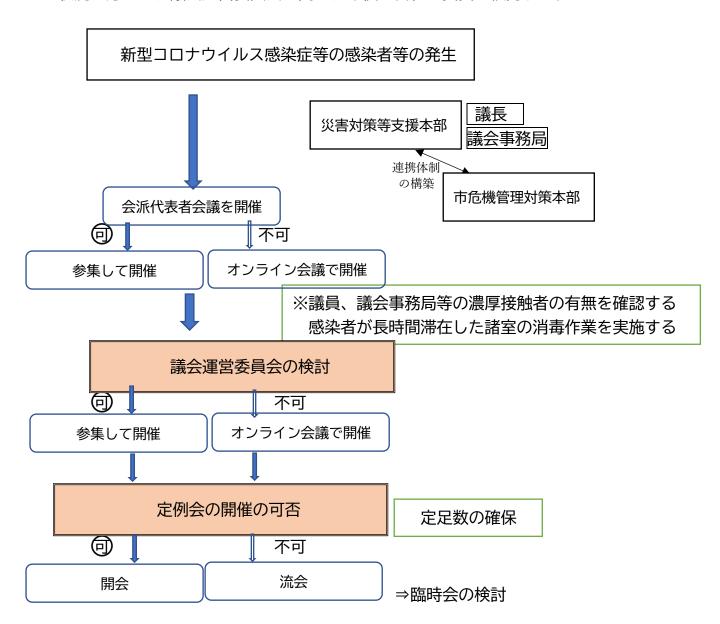
議員等が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合等においては、「市議会議員等が PCR検査等を受ける場合の対応」及び別紙1により報告するとともに、次のような対応 をとるものとする。

- (1)議員等が濃厚接触者となった場合
  - ・感染者との最終接触日から指示があった期間は登庁を自粛する。
  - ・保健所の指示に従うとともに、議会事務局に報告する。
- (2)議員等が感染者となった場合
  - ・感染が明らかになった場合は、速やかに議会事務局に報告する。
  - ・保健所の指示に従い行動し、療養に専念する。
- 3 定例会等の会議運営における判断基準及び対応について
- (1)定例会開会中に議員等の感染が判明した場合
  - ・議長は、感染者等の状況から会期日程の変更または会期の延長を検討する必要があると判断する場合は議会運営委員会に諮る。



# (2) 閉会中に議員の感染が判明した場合

- ・感染状況を踏まえ会派代表者会議の開催。
- ・状況に応じて、議会運営委員会を開き、今後の日程の変更を検討する。



# (3)会議開催における出席特例

・定例会、臨時会、常任委員会を除く会議は、濃厚接触者と特定された議員またはPC R検査等を受ける議員等があらかじめ議長、委員長の許可を得て、出席者の特例として オンラインにより会議に参加することができる。